



令和6年度

「区民活動支援事業」募集の御案内

伏見区では、区民の皆さんが、自分たちの地域を暮らしやすい魅力あふれるまちにしているため、区内でまちづくり活動を実施される団体・グループに活動経費の一部を支援する「伏見区区民活動支援事業」の募集を行います。

募集期間

令和6年4月1日(月)～5月13日(月)



事前相談期間 ※予約制、先着順

令和6年4月1日(月)～4月30日(火) ※土日祝日を除く

申請事業の内容や申請書の書き方について、相談に 응じていますので、可能な限り事前に御相談ください。お越しの際は、事前に電話で活動区域の区役所・支所のまちづくり推進担当に訪問日時をお知らせください。

支援内容

■一般枠

上限30万円（必要事業経費の2分の1以内）

府の補助制度等を併用すれば、自己負担を軽減できる場合があります。

■重点支援枠

上限15万円（必要事業経費の4分の3以内）

重点課題に対する取組を支援！自己負担を軽減できる制度もあります。

※ 他の補助金・助成金との併用はできません。

■小規模枠

上限10万円（必要事業経費の4分の3以内）

規模が小さくても魅力的な活動を支援！自己負担を軽減できる制度もあります。

※ 他の補助金・助成金との併用はできません。

問合せ先



伏見区役所地域力推進室まちづくり推進担当（TEL611-1144）

深草支所地域力推進室まちづくり推進担当（TEL642-3203）

醍醐支所地域力推進室まちづくり推進担当（TEL571-6135）

1 支援対象となる事業

補助金交付決定日（※）から令和7年3月31日までに伏見区内で実施する事業で、下記の伏見区基本計画の3つの基本目標のいずれかに該当するものです。

※7月上旬頃を予定。4月1日から交付決定日の間に着手する場合は、事前着手届【提出書類⑤】の提出が必要です。

【伏見区基本計画2025の3つの基本目標】

- 1 あらゆる危機にしなやかに強く対応できる安心安全で、誰一人取り残さない共生のまち
- 2 伏見ならではのまちづくり文化や伝統を大切にしながら、次の担い手を育むまち
- 3 2025年の「大阪・関西万博」などを好機にした持続可能で新たな活力を創造するまち

ただし、以下の事業は支援対象になりません。

- 学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例の事業
- 伏見区外で実施する事業
- これまでに2回、当事業の補助金交付を受けたことのある事業
- 政治・宗教・営利（活動）を目的とした事業
- 公の秩序又は善良の風俗に反する事業
- 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者が実施する事業

2 支援対象となる団体

伏見区内で支援対象となるまちづくり活動を実施し、活動終了時まで責任をもって遂行できる団体・グループ。

※同一年度における申請は、一団体・一グループ当たり一事業に限る。

3 支援内容

（1）一般枠

補助金交付額は、必要事業経費（※1 P6に記載）の2分の1以内で上限は30万円です。また、事業完了前に補助金交付額の2分の1を上限にお支払いすることも可能です。京都府等が交付する補助金（助成金等）を併用することで、自己負担を軽減できる場合がありますので、他機関からの交付決定を受けた場合や申請を予定されている団体は、必ず収支予算書に記載してください。

(2) 重点支援枠

以下の重点課題の解決を主な目的とするもので、補助金交付額は、必要事業経費の4分の3以内で上限は15万円です。ただし、必要事業経費（上限15万円）の範囲内で、採択事業に参画するボランティアスタッフの労力を金額に換算することで、自己負担を軽減できます（労力換算制度、P3に記載）。また、事業完了前に補助金交付額の2分の1を上限にお支払いすることも可能です。

なお、他の補助金・助成金との併用はできません。

【令和6年度重点課題】

① 子育ての課題解決



子育ての課題（子どもの貧困や親の孤立等）の解決に資する取組
※単純に子どもや親子を対象とした事業・イベントというだけでは対象外
取組例：子ども食堂、子どもや親の居場所づくり 等

② 健康長寿



地域ぐるみの健康増進の推進
取組例：ロコモ予防セミナー、健康ウォーキング、体操教室 等

③ 地域防災



防災対策の推進
取組例：避難所運営図上演習、自治連合会・自主防災会とPTA合同の講演会 等

④ 若者活躍



若者（本事業では30歳以下とします）自身が実際に活動・実践することを含む取組
※若者が講座の受講者となるだけの取組は対象外
取組例：子どもが地域について学び課題解決に向けた企画やイベントを実施
地域文化等を継承する担い手を体系立てて育成
若者自身が担い手として主体的に地域等で活躍 等

⑤ 地域経済活性化



伏見の地域資源を活用した経済活性化に資するもので、広がり期待できる取組
※一事業者のみにとどまる取組は対象外
取組例：寒天や酒粕、地野菜などを使った特産品づくり
体験型観光ツアーのコンテンツ作成 等

⑥ 伏見に「住む」魅力発信



伏見の暮らし方や文化、風景等、伏見に「住む」魅力の掘り起こし・発信
取組例：フォトコンテスト実施、住む魅力を収集して冊子やインターネットで発信等

※①～③については、学区レベルなど広い地域への効果が見込まれる事業とし、学区を単位とする、地域に根差した団体が参画又は協力することが必要です。
 (学区単位で組織している自治連合会、民生児童委員協議会、保健協議会、社会福祉協議会、自主防災会等)

(3) 小規模枠

補助金交付額は、必要事業経費の4分の3以内で上限は10万円です。ただし、必要事業経費（上限10万円）の範囲内で、採択事業に参画するボランティアスタッフの労力を金額に換算することで、自己負担を軽減できます（労力換算制度）。また、事業完了前に補助金交付額の2分の1を上限にお支払いすることも可能です。

なお、他の補助金・助成金との併用はできません。

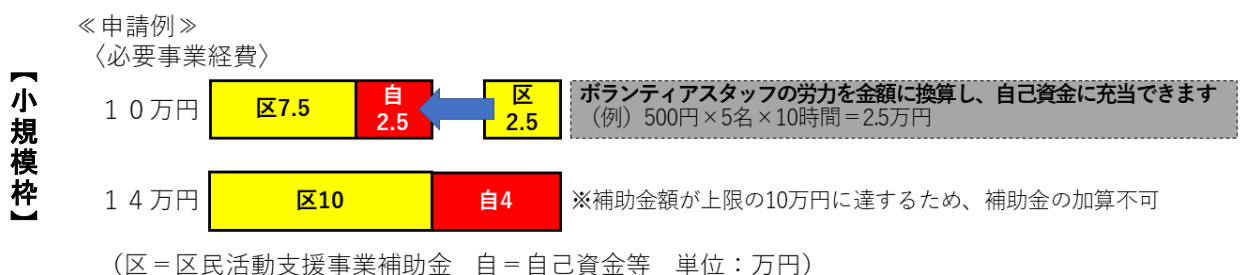
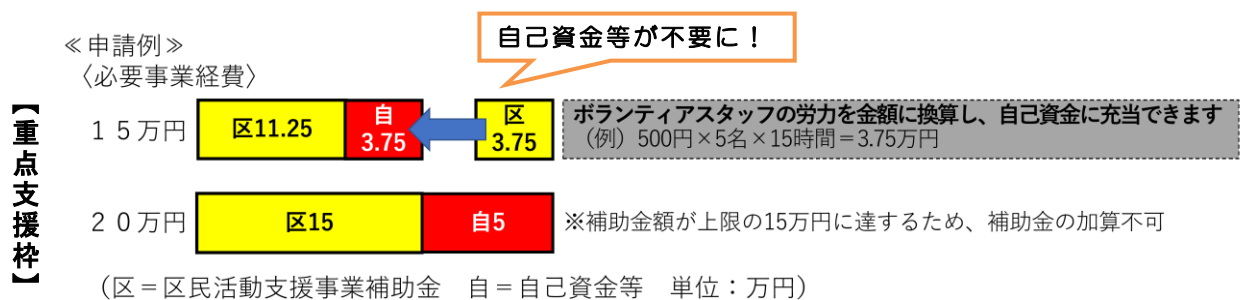
労力換算制度（重点支援枠、小規模枠のみ）

採択事業に参画する無償のボランティアスタッフの労力を、一人1時間当たり500円として換算し、自己負担分に充当することができます。

※ 実際にスタッフにお支払いすることはできません。

(注意事項)

- ア 金額換算の対象は、事業を実施する団体・グループの運営に参画する無償のボランティアとします。採択事業の運営に参画しない一般参加者（来場者等）は含みません。
- イ 労力換算に基づいて積算した補助金交付を申請する団体は、申請書提出の際に、「労力換算額算定書」【提出書類④】を提出していただきます。
- ウ 補助金交付額が上限額に達する場合は、労力換算による補助金の加算はできません。



4 選考方法

学識経験者、地域団体、公募委員等で構成される「区民活動支援事業審査会」（以下「審査会」という。）において、審査基準に基づき事業内容の審査を行います。その審査結果を踏まえ、区長が支援事業を決定し、各申請団体に文書で通知します（7月上旬頃の予定）。

【審査会について（予定）】

日時：令和6年6月中下旬

書類による審査を行います。

重要 審査基準と審査のポイントを意識して申請書を作成しましょう。

【審査基準・審査のポイント】

基準① 事業計画は具体的で実現可能なものか

ポイント

- ・ 事業内容は具体的に設計されているか
- ・ スケジュールに無理がなく、計画どおりに実行可能か
- ・ 申請団体には計画を実現していく意欲や能力があるか

基準② 経費の積算は妥当なものか

ポイント

- ・ 事業実施に必要な不可欠かつ最小限度の経費が計上されているか
- ・ 経費の積算根拠は明確で、見積金額は高すぎることなく妥当か
- ・ 投入する経費額に対して得られる事業効果は十分か

基準③ 地域の課題解決に資する事業であるか

ポイント

- ・ 地域の課題を的確に把握できているか
- ・ 地域の課題解決に向けての効果は十分か
- ・ 地域住民の幅広い参加や共感が得られるか

基準④ 斬新で他のモデルとなる事業か

ポイント

- ・ 既存の事業と比較し、新しい提案や創意工夫がみられるか
- ・ 個性的であり、先進性があるものか
- ・ 話題性があり、他への波及効果が見込まれるものか
- ・ 申請団体が別事業で過去にも申請している場合は、その事業との違いは明確か

基準⑤ 今後、自立・継続していく見込みのある事業か

ポイント

- ・ 将来的な自立に向け、自己資金が確保できる見込みがあるか
- ・ 地域に根ざした活動として、今後も継続していくことが考慮されているか
- ・ 持続的に地域に有益な効果をもたらす見込みがあるか

次の伏見区100年を見据えた持続可能なまちづくりの推進に資する活動を皆様からお待ちしています！

5 応募方法

申請書等に必要事項を御記入いただき、お電話で御予約のうえ、活動区域の区役所・支所のまちづくり推進担当の窓口に5月13日（月）17時までに提出（土日祝日を除く）してください。

【提出書類】

- ① 交付申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 収支予算書
 - ④ 労力換算額算定書
 - ⑤ 事前着手届
 - ⑥ 申立書（備品購入）
 - ⑦ 団体等の規約
 - ⑧ 団体等の役員名簿
 - ⑨ 団体の概要やパンフレット等：必要に応じて提出
- ※A4白黒コピーで対応可能で10ページ以内のものに限る（冊子類は不可）

④～⑥は該当する場合のみ

様式①～⑥は、以下の伏見区ホームページからダウンロードをお願いします。

また、記入例も掲載しています。



<https://www.city.kyoto.lg.jp/fushimi/page/0000323976.html>

6 事業終了後の手続き

事業終了後、速やかに所定の報告書を提出してください。

採択事業に関する申請書、収支報告書など関連書類は、事業が完了した翌年から5年間保存し、区長から閲覧を求められた際には、これに応じていただきます。

7 その他

- 事業紹介やイベント告知等は、区庁舎でのチラシ類の配架や、区広報媒体の活用により支援します。また、必要に応じて、取材や記事・写真の提供等のほか、報告会等に参加いただく場合があります。
- 本支援事業を広く周知し、活動の輪を広げるため、採択事業の印刷物等には、**ロゴマーク（下図①）**又は「この事業は伏見区区民活動支援事業の補助を受けています」の文言を必ず掲載してください。
- イベント等を実施する際には、貸与するのぼり（下図②）を掲出してください。

図①



図②



※1 必要事業経費（全枠共通）

- ・申請事業に直接要する経費が対象で、申請団体の運営経費は一切対象外です。
- ・申請団体構成員や、構成員が属する団体等への支出は禁止します。
- ・ポイントや金券による支払分は対象外です。
- ・交付決定日（事前着手届を提出した場合は、着手年月日）以降、令和7年3月31日までの支出が対象です。
- ・領収書（日付、宛名、領収した人、品物名（但書き）記載）が必要です。
- ・補助の対象か判断が難しいものについては、事前にお問い合わせください。

経費の種類	対象とする経費	対象としない経費
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・司会者、講師等に対する謝礼（1名当たり上限1時間1万円かつ1日5万円） ・司会者、講師等の交通費の実費 ・講演会等での手話通訳者、要約筆記者への謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体の構成員等に対する謝金 ・行政機関の職員等に対する謝金
会場等使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の会場となる施設の使用料 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常貸出を行っていない施設の使用料（民家等）
会場等整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・音響、照明等の設備費 ・舞台、装飾等の設営費 ・会場の光熱水費（事業実施期間中に限って発生したものであることが分かるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売等、主に営利を目的とする施設の整備費（模擬店のテント代等）
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のために必要となった送料（DM等の発送に係る経費等、料金別納等を利用し、発送の都度支出すること） ・会場への物品の搬入、搬出に係る費用（レンタカー代、ガソリン代等） ・銀行の振込手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・不必要なはがき・切手等 ・事業以外又は用途が定かでないガソリン代や、レンタカー代等 ・申請団体構成員等の自己研さんや技術取得のための交通費等
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業告知ポスター、チラシ、リーフレット等の印刷費（デザイン料を含む） ・事業に関する会議等資料の印刷費 ・用紙、コピー・プリンターのトナー代 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体構成員等へのデザイン料 ・事業に関係のない会議資料の印刷費 ・コピー機・プリンター本体代
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の広報に係る経費 ・関連ホームページ作成経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体構成員等へのホームページ作成謝礼
物品購入費 (単価3万円未満)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に必要な資材及び消耗品等（文具類等） ・啓発目的で広く配布する簡素な物品 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人給付に類するもの（抽選会の景品・参加賞等）
備品購入費 (単価3万円以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に必要不可欠であり、かつリースより大幅に安価である等、購入が特に必要と認められるもの（※申請時に申立書の提出があるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点支援枠、小規模枠は備品購入不可

経費の種類	対象とする経費	対象としない経費
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> 講師用や会議用のお茶・水代 イベント等に必要となる材料費 (調理を伴う事業等、特に必要と認められる場合のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食物・菓子・アルコール類 飲食を伴うレセプションや、打ち上げ経費等 講師等への手土産の類
委託費	<ul style="list-style-type: none"> アンケート等の調査委託費 	<ul style="list-style-type: none"> 申請団体の構成員等への委託費
旅費	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施のために必要となった申請団体の構成員及び運営スタッフの旅費 (合理的かつ経済的な交通経路の実費) 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の旅費 乗換回数が極端に多いなど、合理的かつ経済的でない旅費
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に係る保険料 (ボランティア保険等) 	

～ “みんなごと” のまちづくり推進事業「まちづくり・お宝バンク」市民サポーター派遣～

現在、取り組んでいる活動等を「まちづくり・お宝バンク」に提案登録すると、広報や資金調達など、様々なスキルを持つ「市民サポーター」の支援を無料で受けられます。詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。《きょうとNPOセンター 電話：075-744-0944》

伏見区でホットな話題

★伏見区への「移住定住」促進中！

伏見区では人口減少が大きな課題となっています。
伏見の魅力を発信するために様々な取組を行っています！



★京都市が脱炭素先行地域に選定！

伏見エリアを中心に様々な取組が予定されています。
脱炭素に資する活動の申請をお待ちしています！



★伏見港が「みなとオアシス」に登録！

伏見港の「みなとオアシス」登録を契機とした新たな活力の創造に資する活動の申請をお待ちしています！



※「みなとオアシス」：「みなと」を核とした地域の活性化を促進するため、国土交通省が登録する制度。



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。